

鳥取県内の対象業種に就職された方の

奨学金の返還を助成します！

～伯耆町奨学金返還支援助成事業～

応募要件

就職前に鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(県助成金)の認定を受ける必要があります。

- ①～⑤すべてに該当する方
- ①県助成金の交付決定を受けている
 - ②前年度奨学金の返還がある
 - ③鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職している
 - ④伯耆町に住所を有する
 - ⑤町税の滞納がないこと

対象業種

- ①製造業
- ②情報通信業
- ③薬剤師の職域
- ④建設業
- ⑤建設コンサルタント業
- ⑥旅館・ホテル業
- ⑦民間の保育士・幼稚園教諭の職域
- ⑧農林水産業(法人等又は農林水産業協同組合)

助成対象期間

就職した日の属する年度から8年目の年度末まで

助成金額

助成金は、原則8年間(就職2年目～9年目)交付します。

<各年度の助成金額>

・前年度返還額から各年度の県助成金を引いた額

<各年度の上限額>

・貸与奨学金の返還残額×助成割合÷助成対象期間(年)

R3年度返還額

R4年度町助成金

R4年度県助成金

※助成割合、助成金総額(=貸与奨学金の返還残額×助成割合)の上限は次のとおりです。

奨学金の種類	助成割合	助成金総額の上限
無利子奨学金	1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円
有利子奨学金	1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円

※助成対象期間が8年に満たない場合の助成金総額は、次により算出します。【助成金総額×助成対象期間(年)÷8】

対象奨学金

・(独)日本学生支援機構の奨学金

・鳥取県育英奨学資金 他

助成金の返還について

- ・助成対象期間内に対象業種外へ転職した場合や町外転出した場合は助成対象外となり、すでに交付した助成金の一部又は全部が返還対象となります。なお、3年以内の転勤による町外転出の期間は助成対象外となりますが、助成金の返還は求めません。(毎年、在職証明書等により転勤である旨を確認します。)
- ・報告・請求等の期日を超過した場合なども、交付決定の取消・助成金返還の対象となります。

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(県助成金)について、詳しくは鳥取県のホームページ(→)をご覧ください。鳥取県HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>
鳥取県交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課



【申請・問い合わせ先】伯耆町奨学金返還支援助成事業

伯耆町役場 企画課 経営企画室 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

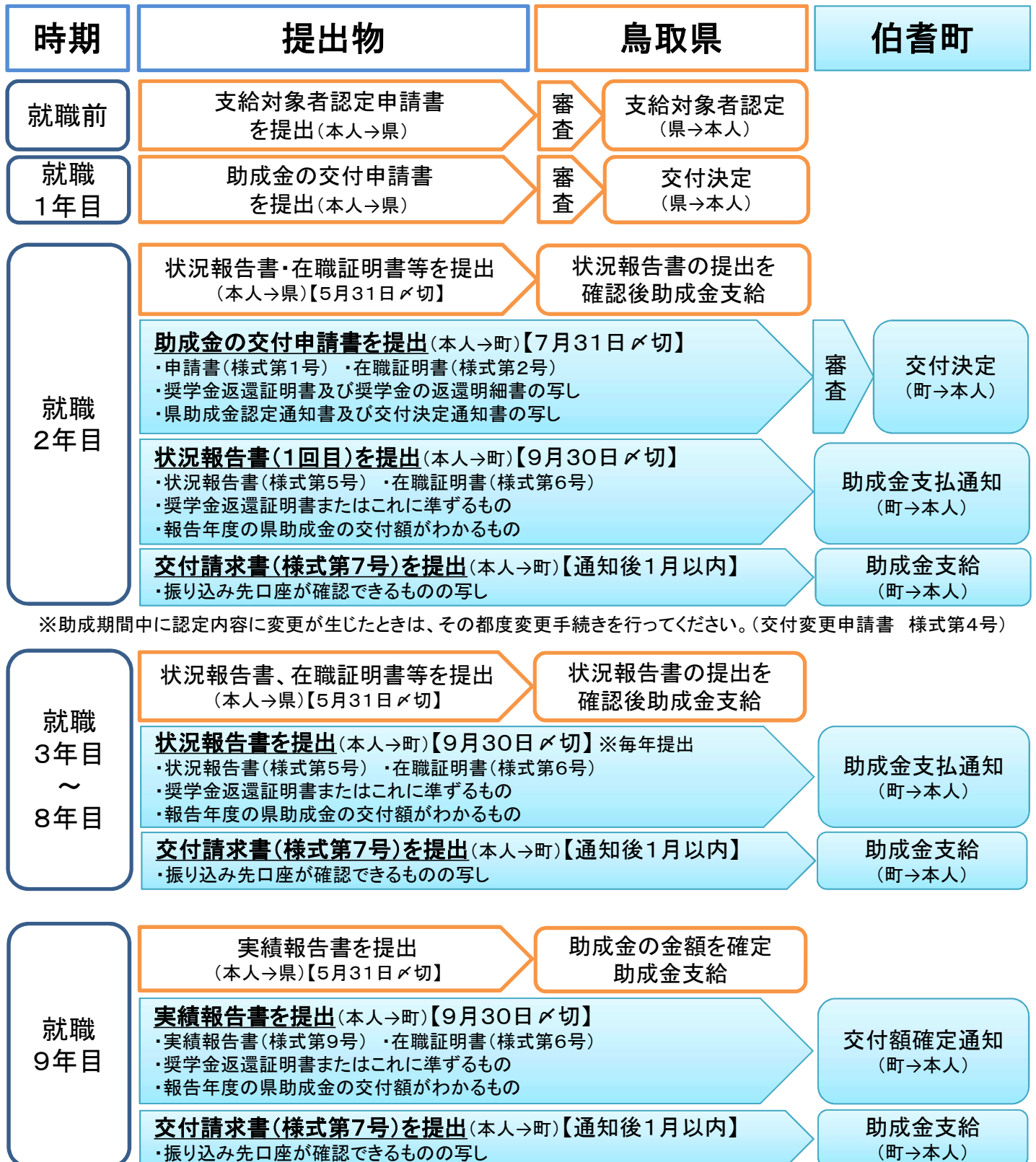
TEL:0859-68-4212 FAX:0859-68-3866 MAIL: keieikikaku@houki-town.jp

■申請の流れ

就職前に鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(県助成金)の認定を受け、県助成金支給が決定した後(就職2年目)に、伯耆町へ申請してください。

伯耆町のホームページに掲載されている交付要綱を必ずお読みください。(→)申請書類は、町ホームページからダウンロードできます。

<https://www.houki-town.jp/new1/10/4/x973/>



※助成期間中に認定内容に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行ってください。(交付変更申請書 様式第4号)